## 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画一部改定(案)に対する意見募集の結果について

区分	内容		
Α	一部改定(案)に反映するもの、一部または全部が既に盛り込まれているもの		
В	事業施策上の参考にするもの		
С	その他(広域計画の範囲を超えているもの、感想など)		

	意見内容	区分	広域連合の考え方
1	(3) 高齢者保健事業の推進 【施策の方向性】の内容が、医療費の適正化や健全な制度運営の【施策の方向性】と比べて市町村の役割が具体的に書かれているのは、ガイドラインに則ったためでしょうか。	А	「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に則して、広域連合と市町村の実施事項を記載しています。 【参考】厚生労働省HP「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204952_00002.html
2	【基本方針】の「国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業との…」を書き方を統一して、国民健康保険保健事業の前に、「〇〇〇法の規定による」と追記してはいかがでしょうか。	Α	いただいた意見を踏まえて、一部改定(案)に反映します。
3	(3)高齢者保健事業の推進の文章の語尾が「実施します。」と「推進します。」と使い分けられてるのは、どのような理由からでしょうか。	A	「実施します。」及び「推進します。」として使い分けていますが、同様の事項を意味するものして記載しています。
4	(3)高齢者保健事業の推進 【基本方針】の中段後半に、「高齢者の保健事業の実施にあたっては、」とありますが、"の"を取って、「高齢者保健事業」ではないでしょうか。	A	いただいた意見を踏まえて、一部改定(案)に反映します。
5	(3)高齢者保健事業の推進 【基本方針】の中段中ほどに、「状況に応じたきめ細かなものとするために」とありますが、"もの"が何を指すのかが不明なので、ガイドラインを参考にすると"高齢者保健事業"となるのではないでしょうか。	Α	いただいた意見を踏まえて、一部改定(案)に反映します。
6	(3)高齢者保健事業の推進 【施策の方向性】の中段、「市町村は…地域健康課題等の把握・分析…」「広域連合は…高齢者の健康課題や…」となっているので、市町村の方も、高齢者の地域健康課題等と対象を具体化してはいかがでしょうか。	В	施策事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。